

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5 第1項の表の第1号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年11月13日
【中間会計期間】	第22期中 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
【会社名】	C Y B E R D Y N E 株式会社
【英訳名】	C Y B E R D Y N E , I N C .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山海 嘉之
【本店の所在の場所】	茨城県つくば市学園南二丁目2番地1
【電話番号】	029-869-9981
【事務連絡者氏名】	取締役 C O O 本田 信司
【最寄りの連絡場所】	茨城県つくば市学園南二丁目2番地1
【電話番号】	029-869-9981
【事務連絡者氏名】	取締役 C O O 本田 信司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第21期 中間連結会計期間	第22期 中間連結会計期間	第21期
会計期間	自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
売上収益 (百万円)	2,143	1,963	4,384
営業利益(は損失) (百万円)	497	174	926
税引前中間利益 又は税引前利益(は損失) (百万円)	215	297	879
親会社の所有者に帰属する 中間(当期)利益 (は損失) (百万円)	305	70	577
親会社の所有者に帰属する 中間(当期)包括利益 (百万円)	331	27	490
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	40,420	39,596	39,575
総資産額 (百万円)	49,675	48,914	48,547
基本的1株当たり中間 (当期)利益(は損失) (円)	1.45	0.33	2.73
希薄化後1株当たり中間 (当期)利益(は損失) (円)	1.45	0.33	2.73
親会社所有者帰属持分比率 (%)	81.4	81.0	81.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	72	362	430
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	791	2,794	2,325
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	95	97	216
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	4,123	4,311	6,824

(注) 1. 当社は要約中間連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 上記指標は、国際会計基準(以下「IFRS」という。)により作成された要約中間連結財務諸表及び連結財務諸表に基づいています。

3. 百万円未満を四捨五入して表示しています(以下も同様です。)。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものです。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当社グループは、社会が直面する様々な課題を解決するため、「人」+「サイバー・フィジカル空間」(HCPS: Human-Cyber-Physical Space)を融合する「サイバニクス(人・AIロボット・情報系の融合複合)技術」を駆使して、「テクノピアサポート社会」の実現、ロボット産業・IT産業につづく新産業「サイバニクス産業」の創出による未来開拓を推進しています。

当社が目指す「テクノピアサポート社会」とは、人とテクノロジーが共生・協調し相互に支援し合うことにより、世代を超えた人々の自立度・自由度を高め、生活・心身等の諸問題を解決できる安心安全な社会です。当社グループは、人間の機能改善・再生・拡張・支援が可能なサイバニクス技術の社会実装を事業として推進することにより、「テクノピアサポート社会」の実現と「サイバニクス産業」の創出を進めています。

事業推進の状況

《医療：サイバニクス治療》

当社グループは、世界初の装着型サイボーグHAL®を利用した脳・神経・筋系の機能改善・機能再生を促進するサイバニクス治療を、グローバルな標準治療として普及させる取り組みを進めています。2025年6月に国際的な医学誌『Global Spine Journal』に掲載されたシステムティック・レビューにおいて、HAL®と、9種類の類似形状の他社外骨格型の製品(ロボット制御で動作が繰り返される装置)と比較した結果、HAL®は、神経可塑性を誘導し、脊髄損傷(SCI)に起因する複数の機能障害に対して全身的かつ包括的な治療効果を有する唯一のデバイスであることが明らかになりました。本論文では、機能的MRI研究の知見を引用し、自発的な運動(active movement)は、受動的運動(passive movement)に比べて中枢神経系に対する神経活動をより強く喚起することが報告されています。また、HAL®の基本原理によって実現される中枢系と末梢系の間で構成される反復的な神経伝達のプロセスが、脳や脊髄における信号の学習と強化を促し、最終的には脊髄損傷部位以下の神経回路の再構築・再活性化、部分的な神経支配の回復へと繋がると考察されています。このような神経可塑性の誘導機構により、HAL®は歩行機能のみならず、排尿・排便機能、疼痛、QOL(生活の質)といったあらゆる二次的健康指標にも一貫した改善効果を示しました。これは、神経系全体への治療的アプローチとして、HAL®が他に類を見ない治療装置であることを臨床的に裏付けるものです。

(日本)

医療用HAL®「下肢タイプ」(両脚モデル)については、有効な治療法が確立されていない緩徐進行性の神経筋難病疾患を対象として、サイバニクス治療の普及に取り組んでいます。使用成績調査で極めて高い有効性と安全性を示す結果が得られたことを踏まえ、「他に有効な治療方法が確立していない緩徐進行性の神経・筋難病疾患の患者に対して、既承認薬も含め前例のない顕著な機能改善効果が確認された」(日本神経治療学会提案の医療技術評価提案書より抜粋)として令和4年度診療報酬改定以降、診療報酬点数が増点されています。

脊髄疾患に関しては、ウィルス性のHTLV-1関連脊髄症(HAM)および遺伝性の痙性対麻痺の2疾患について、2022年10月に適応拡大の承認を取得し、2023年10月から保険適用されています。また、外傷性の脊髄疾患である脊髄損傷については、当局と適応拡大の承認申請について協議しています。

脳卒中に関しては、医療用HAL®「下肢タイプ」(単脚モデル)の医師主導治験(HIT2016試験)の結果を踏まえて、最新の患者像や臨床ニーズを捉えた追加試験(治験)の実施について準備を進めています。

医療用HAL®下肢タイプの小型モデルは、2025年1月に既承認の対象疾患に対する医療機器として承認を取得しました。小型モデルの承認取得により、従来モデル(目安身長150cm以上を対象)の使用が困難であった目安身長100cm~150cmの患者に対してもサイバニクス治療が可能となりました。米国、欧州と合わせた主要3拠点において小型モデルが医療機器として承認・認証されたことを受け、今後、世界各国における小型モデルの医療機器化を推進し、事業を展開してまいります。

HAL®「腰タイプ」については、パイロットスタディにおいて、パーキンソン病患者の運動機能改善に良好な結果が得られたことから、医療機器承認取得に向けた治験実施の準備を進めています。

(米国)

個人向けの医療サービス事業として、子会社のRISEヘルスケアグループ(RHG)社はカリフォルニア州南部を中心事業を展開しています。当社のHAL®によるサイバニクス治療は現在5拠点で展開しています。

2024年5月には、米国食品医薬品局(FDA)より、世界に先駆けて医療用HAL®の小型モデルの市販承認と脳性麻痺(対象年齢は12歳以上)への適応拡大の承認を取得しました。また、日本で承認済みのHTLV-1関連脊髄症(HAM)、遺伝性痙攣性対麻痺への適応疾患の拡大についても併せて承認を取得しました。

米国でのサイバニクス治療の実績蓄積と、医療用HAL®の小型モデルの承認及び対象疾患の拡大を踏まえ、個人向けの医療サービス事業と医療用HAL®の製品レンタル事業の両輪で今後の事業を展開してまいります。

(EMEA: 欧州や中東)

主要各国でのサイバニクス治療の普及が進んでおり、イタリアでは、医療介護サービスを専門とする大手社会協同組合Coopselios社に対して、HAL®シリーズ36台を導入し、今後更に増台を計画しています。トルコでも、医療ツーリズムの発展とともに、サイバニクス技術に対する関心が急速に高まっており、現在同国内4施設でHAL®が稼働しています。また2024年11月には、独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施するウクライナ緊急復旧・復興プロジェクト向けにHAL®シリーズ等のサイバニクス製品を受注しました。ウクライナの首都キーウの医療施設への導入に向けた納品が2025年3月に完了しており、戦禍により障害を負った方などの治療に役立てられることが期待されます。その他、ポルトガルでも新規導入が進んでいます。

ドイツにおいては、公的医療保険の当局であるG-BA(ドイツ連邦共同委員会)が、脊髄損傷に対する公的医療保険適用を前提とした臨床試験の実施を決定しており、治験協力機関の選定が完了し、現在、治験実施施設の選定等の準備が進行しています。

2024年12月には、医療用HAL®の小型モデルが欧州新医療機器規則(MDR)に適合した医療機器認証を取得しており、欧州においても小型モデルを含めたサイバニクス治療の展開を推進してまいります。

(APAC: アジア太平洋)

当社グループのマレーシア法人CYBERDYNE MALAYSIA社を拠点として、東南アジア及びインド・オーストラリア・台湾においてサイバニクス治療の普及を進めています。

マレーシアにおいては、政府系の従業員社会保障機構(PERKESO)との事業連携が更に強化され、PERKESOの被保険者に対してHAL®によるサイバニクス治療が普及しています。2024年5月にはマレーシア人的資源省大臣をはじめとするマレーシア政府関係者と、サイバニクス技術のマレーシア展開に向けたトップレベル会談を当社本社にて開催し、大臣より、東南アジア最大級の医療複合施設である「国立神経ロボット・サイバニクス・リハビリーションセンター」に、サイバニクス製品の大型導入の意向が表明されました。2024年12月に、当社はPERKESOと、最大5年間、USD 約4.6Million(約7億円*150円/ドル換算)の導入契約を締結し、2025年8月にHAL®50セット(65台)の設置を完了しました。またPERKESOからは、同センターの次のプロジェクトとして、新たなセンターの建設が正式に発表されており、今後、新センターへのHAL®の導入についての協議を進めてまいります。

台湾展開に向けては、2025年3月、台湾バイオテクノロジー開発センター(Development Center for Biotechnology)、天主教輔仁大学、天主教輔仁大学附属病院、筑波大学サイバニクス研究センターとの間で戦略的パートナーシップを締結したのに続き、2025年6月には国立台湾大学、筑波大学との間でも国際連携のためのMOUを締結しました。2025年11月には、サイバニクス医療健康イノベーションのためのシンポジウムを国立台湾大学と共同開催したことを踏まえ、今後更なる事業展開を推進してまいります。

《介護・自立支援》

当社グループは、主に高齢者の自立度の改善や重度化防止及び加齢により身体機能が低下するフレイル予防や自立維持に向けて、歩行運動に対応した「下肢タイプ」、肘・膝・足首の関節運動に対応した「単関節タイプ」、体幹運動に対応した「腰タイプ」など様々な種類のHAL®自立支援用を展開しています。

(施設型サービスの展開)

HAL®を使用した脳・神経・筋系の機能改善を促すプログラム「Neuro HALFIT®」を提供するロボケア事業は、個人向けの医療ヘルスケアサービス事業のハブ拠点として、当社グループ並びに各地域の事業パートナーとの協働により全国18箇所で展開しており、今後、更なる拠点拡大を計画しています。

(個人向け在宅サービス)

「自宅でNeuro HALFIT®」は、個人のお客様にHAL®をレンタルし、自宅で「Neuro HALFIT®」に取り組んでいた在宅型プログラムです。サイバーダインのクラウドとデータ連動し、身体動作を指令する生体電位信号や姿勢情報等を可視化するHALモニターによって、装着者自身が視覚的にフィードバックを得ることができます。セラピストやトレーナーなどの専門スタッフによるオンラインサポートを提供する他、訪問型のサービス事業者とも連携して、自宅での機器のセットアップからプログラム実施までの対面サポートも推進しています。

予防・早期発見

当社は、一人ひとりに最適化された健康管理や疾病の予防・診断・治療プログラムを提供するため、日常的にメディカル・ヘルスケアデータを収集・解析・AI処理する「Cyvis®(サイビス)」シリーズの開発および製品化を進めています。本シリーズを構成する「小型ホルター心電計 医療用バイタルセンサ Cyvis® M100」は、2024年11月に医療機器認証を取得しました。Cyvis®は心活動データに加えて体表面温度や加速度等も計測が可能であり、医療機関だけでなく、福祉施設入居者、労働者等に対する運用検証も進めています。今後、SpO2等、計測項目の段階的な拡充を予定しています。また、その他のメディカル・ヘルスケアデータを収集可能な新たなデバイスの開発と製品化を推進しています。

《生活・職場分野》

(介護支援用途)

2021年以降の英国ハンプシャー州における介護施設等での「HAL®腰タイプ介護・自立支援用」の運用をモデルケースとして、英国の他のエリアや欧州各国への展開を進めています。

(作業支援、除菌・清掃用途)

世界最高水準のSLAM技術による高速自律走行を実現した次世代型清掃ロボット「CL02」は、エレベーター自動昇降やクラウド連携等によるビルのスマート化と管理コスト削減を実現すべく、ゼネコン等と協力してオフィスビルを中心に導入を進めています。また、モビリティ用途を拡張して、工場内での搬送ロボットとしても稼働しています。

研究・製品開発の状況

造影剤不要・非侵襲で末梢の血管や血液の高解像度3Dイメージングをリアルタイムに実現するLED光源方式（当社保有特許）の光音響イメージング装置「Acoustic X」は、次世代の医療用画像診断装置としての医療機器化を進めています。また、海外の著名な医療機関や研究施設においても、様々な適用に向けて研究が進められています。

また、当社は、2023年度より内閣府「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第3期／人協調型ロボティクスの拡大に向けた基盤技術・ルールの整備」において、テーマ6「超高齢社会における世代を超えた人々が直面する社会課題の解決に向けたHCPS融合人協調ロボティクスの社会実装技術開発」に採択されており、1)住宅、施設、職場等様々な生活空間への適用、2)人情報（生理・身体・行動認知・心理等）と統合されたHCPS融合マスター・リモート制御技術（サイバニック化マスター・リモート技術）の活用、3)HCPS融合人協調ロボティクスを通じた人情報の非侵襲での取得・活用、4)高齢者や交通弱者の自立度・自由度を向上させる当課題の他の関連技術との連動等、社会実装へ向けた取り組みを継続して進めています。

川崎市の殿町国際戦略拠点（キングスカイフロント）においては、HAL®と再生医療や薬剤との複合によるサイバニクス治療の体系化や、医療・バイオ系技術とAI・ロボット・情報系の融合技術などの展開を推進するサイバニクス・メディカル・イノベーションベースA棟が稼働しており、今後の事業シナジーを想定したライフサイエンス企業の入居や、再生医療・創薬のC-Startupパートナー等との連携を進めています。

製品稼働状況について

医療用HAL®下肢タイプは、主にAPAC向けレンタルの増加により、2025年9月末時点での臨床試験用も含め国内外あわせて543台（内、国内レンタル契約114台）が稼働中です。HAL®単関節タイプは、医療用の増加に伴い、2025年9月末時点での704台が稼働中です。HAL®福祉用等の下肢タイプは、2025年9月末時点の稼働台数は362台となっています。また、HAL®腰タイプ介護・自立支援用は、2025年9月末時点での1,072台が稼働中です。HAL®腰タイプ作業支援用は、2025年9月末時点の稼働台数は406台となっています。また、清掃ロボット及び搬送ロボットは、2025年9月末時点において181台が稼働中です。

以上の結果、当中間連結会計期間の経営成績は、売上収益は、欧州での製品レンタル等の売上が増加したため、売上収益1,963百万円（前年同期比8.4%減少）を計上し、売上総利益は1,222百万円（同15.1%増加）となりました。

研究開発費は前年度に引き続き新製品開発、臨床研究及び受託研究事業の実施により437百万円（同7.1%増加）、その他の販売費及び一般管理費は広告宣伝及び消耗品の購入の削減などにより1,187百万円（同13.0%減少）を計上しました。さらに、その他の収益は受託研究事業収入などにより284百万円（同29.1%増加）を計上した結果、営業損失は174百万円（同65.0%減少）となりました。

また、金融収益は投資有価証券評価益などにより627百万円、金融費用は貸倒引当金繰入などにより261百万円、CEJファンドに係る損益109百万円、法人所得税費用は繰延税金費用229百万円などを計上した結果、親会社の所有者に帰属する中間利益は70百万円（前年同期は305百万円の損失）となりました。

なお、当社は独自技術をもったスタートアップ企業との業務提携や資本提携を行っており、当該非上場株式についてIFRS第9号「金融商品」に基づき公正価値を算定しています。当中間連結会計期間において、公正価値を算定した結果、投資有価証券評価益657百万円を「金融収益」及び「CEJファンドに係る損益」に、投資有価証券評価損

21百万円を「金融費用」及び「CEJファンドに係る損益」に含めて計上しました。また、当該評価に関する繰延税金費用225百万円を「法人所得税費用」として計上、CEJファンドの外部投資家持分への振替額94百万円を計上した結果、「中間利益（　は損失）」に与える影響額は505百万円となります。

(2) 財政状態の分析

資産

当中間連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度比で367百万円増加し、48,914百万円となりました。これは主として、現金及び現金同等物が2,513百万円減少したものの、その他の金融資産(流動)が2,740百万円、その他の金融資産(非流動)が445百万円増加したことによるものです。

負債

当中間連結会計期間末における負債は、前連結会計年度末比で348百万円増加し、9,302百万円となりました。これは主として、営業債務及びその他の債務が59百万円、繰延税金負債が220百万円増加したことによるものです。

資本

当中間連結会計期間末における資本は、前連結会計年度末比で19百万円増加し、39,612百万円となりました。これは、親会社の所有者に帰属する中間利益の計上に伴う利益剰余金の増加等によるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ2,513百万円減少し4,311百万円となりました。当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、362百万円の資金流入（前年同中間期は72百万円の資金流出）となりました。これは主に、金融収益627百万円、CEJファンドに係る損益109百万円の資金流出があった一方で、減価償却費及び償却費308百万円、営業債権及びその他の債権の増減額321百万円、金融費用261百万円の資金流入があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、2,794百万円の資金流出（前年同中間期は791百万円の資金流出）となりました。これは主に、投資の償還による収入7,984百万円の資金流入があった一方で、投資の取得による支出10,000百万円、定期預金の預入による支出744百万円の資金流出があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、97百万円の資金流出（前年同中間期は95百万円の資金流出）となりました。これは主に、リース負債の返済による支出85百万円の資金流出があったことによるものです。

(4) 経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当中間連結会計期間の研究開発費の総額は437百万円です。

なお、当中間連結会計期間において当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	618,300,000
B種類株式	77,700,000
計	696,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (2025年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2025年11月13日)	上場金融商品取引所名 又は 登録認可金融商品取引業 協会名	内容
普通株式	137,445,809	137,445,809	東京証券取引所 グロース市場	単元株式数は 100株です。
B種類株式	77,700,000	77,700,000	非上場	単元株式数は 10株です。
計	215,145,809	215,145,809	-	-

(注) 1. 株式の内容は次のとおり定款に定めてあります。

- () 剰余金の配当及び残余財産の分配
普通株式及びB種類株式にかかる剰余金の配当及び残余財産の分配は、同順位かつ同額で行われる。
- () 議決権
普通株主及びB種類株主は、全ての事項について株主総会において議決権行使することができる。
- () 譲渡制限
B種類株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。ただし、譲受人がB種類株主である場合においては、取締役会が会社法第136条又は第137条第1項の承認をしたものとみなす。
- () 種類株主総会の決議を要しない旨の定め
会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、普通株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
- () 取得請求権
B種類株主は、いつでも、当社に対して、その有するB種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社はB種類株主が取得の請求をしたB種類株式を取得するのと引換えに、当該B種類株主に対して、B種類株式1株につき普通株式1株を交付するものとする。
- () 取得条項
 - a. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、当該各号に定める日（取締役会がそれ以前の日を定めたときはその日）の到来をもって、その日に当社が発行するB種類株式の全部（当社が有するB種類株式を除く。）を取得し、B種類株式1株を取得するのと引換えに、B種類株主に対して、普通株式1株を交付する。
当社が消滅会社となる合併、完全子会社となる株式交換又は株式移転（他の株式会社と共同して株式移転をする場合に限る。）にかかる議案が全ての当事会社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は取締役会）で承認された場合、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日の前日
当社が発行する株式につき公開買付けが実施された結果、公開買付者の所有する当社の株式の数が当社の発行済株式（当社が有する株式を除く。）の総数に対して占める割合が4分の3以上となった場合、当該公開買付けにかかる公開買付報告書が提出された日から90日目の日
なお、本号において「所有」、「公開買付者」又は「公開買付報告書」とは金融商品取引法第2章の2第1節に定める所有、公開買付者又は公開買付報告書を、「公開買付け」とは金融商品取引法第27条の3第1項に定める公開買付けをいう。
株主意思確認手続において、確認手続基準日に議決権行使することができる株主の議決権（ただし、上記内容欄の記載にかかわらず、普通株式及びB種類株式のいずれの単元株式数も100株であるとみなして、議決権の数を計算する。以下、本号において同じ。）の3分の1以上を有する株主の意思が確認でき、意思を確認した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数が、当社が本号に基づき当社が発行するB種類株式の全部（当会社が有するB種類株式を除く。）を取得し、B種類株式1株を取得するのと引換えに、B種類株主に対して、普通株式1株を交付することに賛成した場合、当該株主意思確認手続の日から90日目の日
なお、本号において「株主意思確認手続」とは、(1)山海嘉之が当社の取締役を退任した場合（ただし、重任その他退任と同時に選任される場合を除く。）に、当該退任の日（当該退任と同日を含む。）から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までに、並びに、(2)直前の株主意思確認手続の日の後5年以内に終了する事業年度のうち最終のものの終了後3か月以内に、それぞれ取締役会の決議により定める方法により確認手続基準日に議決権行使することができる全ての株主の意思を確認するために行われる手続をいう。また、本号において「確認手続基準日」とは、株主意思確認手続のための基準日として取締役会の決議により定める日をいう。
 - b. 当社は、B種類株主に関して次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社法第170条第1項に定める日に、当該各号に定めるB種類株式を取得し、当該B種類株式1株を取得するのと引換えに、当該B種類株主に対して、普通株式1株を交付する。
B種類株主が、その有するB種類株式を第三者（他のB種類株主を除く。）に譲渡し、当該B種類株主又は当該B種類株式の譲受人から、当社に対して、当該B種類株式につき会社法第136条又は第137条に定める承認の請求がなされた場合、当該承認の請求がなされたB種類株式
B種類株主が死亡した日から90日が経過した場合 当該B種類株主が有していたB種類株式の全部（但し、他のB種類株主に相続又は遺贈されたB種類株式及び当該90日以内に他のB種類株主に譲渡されたB種類株式を除く。）

() 株式の分割、株式の併合等

- a . 当社は、株式の分割又は株式の併合をするときは、普通株式及びB種類株式ごとに、同時に同一の割合です。
- b . 当社は、当社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、B種類株主にはB種類株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。
- c . 当社は、当社の株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種類株主にはB種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。
- d . 当社は、株式無償割当をするときは、普通株主には普通株式の株式無償割当を、B種類株主にはB種類株式の株式無償割当を、それぞれ同時に同一の割合です。
- e . 当社は、新株予約権無償割当をするときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当を、B種類株主にはB種類株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当を、それぞれ同時に同一の割合です。
- f . 当社は、株式移転をするとき（他の株式会社と共同して株式移転をする場合を除く。）は、普通株主には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する普通株式と同種の株式を、B種類株主にはB種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行するB種類株式と同種の株式を、それぞれ同一の割合で交付する。
- g . 当社は、単元株式数について定款の変更をするときは、普通株式及びB種類株式のそれぞれの単元株式数について同時に同一の割合です。

2 . 普通株式の単元株式数は100株とし、B種類株式の単元株式数は10株としてあります。普通株式及びB種類株式について異なる単元株式数を定めているのは、当社の議決権を山海嘉之及び財団法人に集中させることにより、当社グループの先進技術の平和的目的での利用を確保し、人の殺傷や兵器利用を目的に利用されることを防止することにあります。

また、当社グループの将来ビジョンである、少子高齢化という社会が直面する課題を解決しつつ、人支援産業という新しい産業分野を開拓するためには、サイバニクス技術の研究開発と事業経営を一貫して推進する必要があります。山海嘉之は、このサイバニクス技術を創出し、現在もサイバニクス研究の中心的な存在であり、更にその革新的な技術を社会に還元するための事業推進者でもあります。このため、当社グループの企業価値向上（株主共同利益）には、当面の間、山海嘉之が経営に安定して関与し続けることが必要であると考えており、これを実現可能とするため、本スキームを採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2025年4月1日～ 2025年9月30日	-	普通株式 137,445,809 B種類株式 77,700,000	-	10	-	26,714

(5) 【大株主の状況】

所有株式数別

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
山海 嘉之	茨城県つくば市	80,738,000	38.24
大和ハウス工業株式会社	大阪府大阪市北区梅田3丁目3番5号	26,000,000	12.31
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	2,265,877	1.07
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET, LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内1丁目4-5)	1,908,839	0.90
野村信託銀行株式会社 (投信口)	東京都千代田区大手町2丁目2-2	1,690,000	0.80
JP JPMSE LUX RE CITIGROUP GLOBAL MARKETS L EQ CO (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	CITIGROUP CENTRE CANADA SQUARE LONDON - NORTH OF THE THAMES E14 5LB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内1丁目4-5)	1,536,005	0.72
BBH CO FOR ARCUS JAPAN VALUE FUND (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	QUEENSGATE HOUSE, SOUTH CHURCH STREET GEORGE TOWN CAYMAN ISLANDS (東京都千代田区丸の内1丁目4-5)	940,000	0.44
JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	BAHNHOFSTRASSE 45 ZURICH SWITZERLAND 8098 (東京都千代田区丸の内1丁目4-5)	886,946	0.42
セントラル短資株式会社	東京都中央区日本橋本石町3丁目3-14	749,300	0.35
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂1丁目12-32	689,706	0.32
計	-	117,404,673	55.60

所有議決権数別

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
山海 嘉之	茨城県つくば市	7,800,020	85.67
大和ハウス工業株式会社	大阪府大阪市北区梅田3丁目3番5号	260,000	2.85
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	22,658	0.24
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀 行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET, LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内1丁目4-5)	19,088	0.20
野村信託銀行株式会社 (投信口)	東京都千代田区大手町2丁目2-2	16,900	0.18
JP JPMSE LUX RE CITIGROUP GLOBAL MARKETS L EQ CO (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀 行)	CITIGROUP CENTRE CANADA SQUARE LONDON - NORTH OF THE THAMES E14 5LB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内1丁目4-5)	15,360	0.16
BBH CO FOR ARCUS JAPAN VALUE FUND (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀 行)	QUEENSGATE HOUSE, SOUTH CHURCH STREET GEORGE TOWN CAYMAN ISLANDS (東京都千代田区丸の内1丁目4-5)	9,400	0.10
JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀 行)	BAHNHOFSTRASSE 45 ZURICH SWITZERLAND 8098 (東京都千代田区丸の内1丁目4-5)	8,869	0.09
セントラル短資株式会社	東京都中央区日本橋本石町3丁目3-14	7,493	0.08
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂1丁目12-32	6,897	0.07
計	-	8,166,685	89.70

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,014,700	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 133,377,100 B種類株式 77,700,000	普通株式 1,333,771 B種類株式 7,770,000	「1(1) 発行済株式」の「内容」の記載を参照
単元未満株式	普通株式 54,009	-	-
発行済株式総数	215,145,809	-	-
総株主の議決権	-	9,103,771	-

(注)「単元未満株式」の中には、当社所有の自己株式53株が含まれています。

【自己株式等】

2025年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) C Y B E R D Y N E 株式会社	茨城県つくば市学園南 二丁目2番地1	4,014,700	-	4,014,700	1.9
計	-	4,014,700	-	4,014,700	1.9

(注)上記の他、当社所有の単元未満株式53株があります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 要約中間連結財務諸表の作成方法について

当社の要約中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第312条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第5編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る要約中間連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる期中レビューを受けております。

1 【要約中間連結財務諸表】

(1) 【要約中間連結財政状態計算書】

注記	前連結会計年度 (2025年 3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9月30日)		
		百万円	百万円	
資産				
流動資産				
現金及び現金同等物	9	6,824	4,311	
営業債権及びその他の債権	9	800	480	
その他の金融資産	9	8,033	10,773	
棚卸資産		923	1,021	
その他の流動資産		177	234	
流動資産合計		16,758	16,819	
非流動資産				
オペレーティング・リース資産		353	324	
有形固定資産		13,186	13,104	
使用権資産		362	376	
のれん		1,766	1,759	
無形資産		45	39	
持分法で会計処理されている投資		243	240	
その他の金融資産	9	15,333	15,778	
その他の非流動資産		501	475	
非流動資産合計		31,790	32,095	
資産合計		48,547	48,914	

注記	前連結会計年度 (2025年 3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9月30日)	
		百万円	百万円
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務	9	533	592
社債及び借入金		22	19
リース負債		146	140
その他の流動負債		384	436
流動負債合計		1,085	1,187
非流動負債			
社債及び借入金		15	15
CEJファンドにおける外部投資家持分	9,10	5,165	5,176
リース負債		251	268
引当金		193	191
繰延税金負債		2,202	2,422
その他の非流動負債		43	43
非流動負債合計		7,869	8,115
負債合計		8,954	9,302
資本			
資本金		10	10
資本剰余金		42,297	42,297
自己株式		1,188	1,188
その他の資本の構成要素		743	792
利益剰余金		801	731
親会社の所有者に帰属する持分合計		39,575	39,596
非支配持分		18	16
資本合計		39,593	39,612
負債及び資本合計		48,547	48,914

(2)【要約中間連結損益計算書及び要約中間連結包括利益計算書】

【要約中間連結損益計算書】

注記	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
		百万円	百万円
売上収益	7	2,143	1,963
売上原価		1,081	742
売上総利益		1,062	1,222
販売費及び一般管理費			
研究開発費		408	437
その他の販売費及び一般管理費		1,365	1,187
販売費及び一般管理費合計		1,774	1,625
その他の収益		220	284
その他の費用		5	55
営業損失()		497	174
金融収益	9	340	627
金融費用		173	261
CEJファンドに係る損益	9,10	127	109
持分法による投資損益(は損失)		11	4
税引前中間利益(は損失)		215	297
法人所得税費用		171	229
中間利益(は損失)		385	68
中間利益(は損失)の帰属			
親会社の所有者		305	70
非支配持分		80	3
中間利益(は損失)		385	68
1株当たり中間利益(は損失)	8		
基本的1株当たり中間利益(は損失) (円)		1.45	0.33
希薄化後1株当たり中間利益(は損失) (円)		1.45	0.33

【要約中間連結包括利益計算書】

注記	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
	百万円	百万円	百万円
中間利益(　は損失)		385	68
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
その他の包括利益を通じて	9	32	18
公正価値で測定する金融資産			
純損益に振り替えられることのない 項目合計		32	18
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の換算差額		56	25
純損益に振り替えられる可能性のある 項目合計		56	25
税引後その他の包括利益		24	43
中間包括利益		410	25
中間包括利益の帰属			
親会社の所有者		331	27
非支配持分		78	3
中間包括利益		410	25

(3) 【要約中間連結持分変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月 30日）

親会社の所有者に帰属する持分

注記	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素		
				その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	在外営業活動体の換算差額	新株予約権
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2024年 4月 1日時点の残高	10	42,811	1,188	1,329	523	19
中間利益（ は損失）	-	-	-	-	-	-
その他の包括利益	-	-	-	32	58	-
中間包括利益合計	-	-	-	32	58	-
自己株式の取得	-	-	0	-	-	-
新株予約権の失効	-	-	-	-	-	-
所有者との取引額合計	-	-	0	-	-	-
2024年 9月 30日時点の残高	10	42,811	1,188	1,297	465	19

親会社の所有者に帰属する持分

注記	その他の資本の構成要素	利益剰余金	合計	非支配持分	合計
				合計	合計
	合計	百万円	百万円	百万円	百万円
2024年 4月 1日時点の残高		787	95	40,752	275
中間利益（ は損失）	-	305	305	80	385
その他の包括利益	26	-	26	2	24
中間包括利益合計	26	305	331	78	410
自己株式の取得	-	-	0	-	0
新株予約権の失効	-	-	-	-	-
所有者との取引額合計	-	-	0	-	0
2024年 9月 30日時点の残高		813	400	40,420	353

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

親会社の所有者に帰属する持分

注記	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素		
				その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	在外営業活動体の換算差額	新株予約権
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2025年4月1日時点の残高	10	42,297	1,188	1,261	499	19
中間利益（　は損失）	-	-	-	-	-	-
その他の包括利益	-	-	-	18	25	-
中間包括利益合計	-	-	-	18	25	-
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-
新株予約権の失効	-	-	-	-	-	6
所有者との取引額合計	-	-	-	-	-	6
2025年9月30日時点の残高	10	42,297	1,188	1,280	475	13

親会社の所有者に帰属する持分

注記	その他の資本の構成要素	利益剰余金	合計	非支配持分	合計	
					合計	合計
				百万円	百万円	百万円
2025年4月1日時点の残高	743	801	39,575	18	39,593	
中間利益（　は損失）	-	70	70	3	68	
その他の包括利益	43	-	43	-	43	
中間包括利益合計	43	70	27	3	25	
自己株式の取得	-	-	-	-	-	
新株予約権の失効	6	-	6	-	6	
所有者との取引額合計	6	-	6	-	6	
2025年9月30日時点の残高	792	731	39,596	16	39,612	

(4) 【要約中間連結キャッシュ・フロー計算書】

注記	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
	百万円	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間利益(は損失)	215	297
減価償却費及び償却費	298	308
金融収益	9	340
金融費用		173
CEJファンドに係る損益(は益)	10	127
持分法による投資損益(は益)		11
棚卸資産の増減額(は増加)		116
営業債権及びその他の債権の増減額 (は増加)		159
営業債務及びその他の債務の増減額 (は減少)		69
その他		90
小計	84	341
利息の受取額		14
利息の支払額		0
法人所得税の支払額		2
法人所得税の還付額		0
営業活動によるキャッシュ・フロー	72	362
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資の取得による支出		11,500
投資の償還による収入		11,500
定期預金の預入による支出		-
有形固定資産の取得による支出		185
投資有価証券の取得による支出	9	615
貸付けによる支出		2
貸付金の回収による収入		-
その他		10
投資活動によるキャッシュ・フロー	791	2,794
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出		1
リース負債の返済による支出		89
その他		5
財務活動によるキャッシュ・フロー	95	97
現金及び現金同等物に係る換算差額		74
現金及び現金同等物の増減額(は減少)		1,032
現金及び現金同等物の期首残高		5,155
現金及び現金同等物の中間期末残高		4,123

【要約中間連結財務諸表注記】

1. 報告企業

C Y B E R D Y N E 株式会社（以下「当社」という。）は茨城県つくば市に所在する株式会社です。その登記されている本社及び主要な事業所の住所は当社のウェブサイト（<https://www.cyberdyne.jp>）で開示しています。当社の要約中間連結財務諸表は、当社及びその子会社（以下「当社グループ」という。）、並びに当社の関連会社及び共同支配企業により構成されています。

当社グループは、社会が直面する様々な課題を解決するため、サイバニクスを駆使して、革新技術（イノベーション技術）の創生と基礎的研究開発から社会実装までを一貫した事業スキームとして事業展開し、革新技術の研究開発と新産業創出による市場開拓、これらの挑戦を通じた人材育成を上向きにスパイラルを描くように同時展開する未来開拓型企業であり、ロボット関連事業による単一セグメントで構成されています。詳細は注記

「5. セグメント情報」に記載しています。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨

当社グループの要約中間連結財務諸表は、連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第312条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成しております。

要約中間連結財務諸表は、年次連結財務諸表で要求されている全ての情報が含まれていないため、前連結会計年度の連結財務諸表と併せて利用されるべきものであります。

本要約中間連結財務諸表は、2025年11月13日に代表取締役社長山海嘉之及び取締役C O O 本田信司によって承認されております。

(2) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの要約中間連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、百万円未満を四捨五入して表示しています。

3. 重要性がある会計方針

要約中間連結財務諸表において適用する重要性がある会計方針は、前連結会計年度に係る連結財務諸表において適用した会計方針と同一であります。

なお、当中間連結会計期間の法人所得税費用は、見積年次実効税率を基に算定しております。

4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

IFRSに準拠した要約中間連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されています。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

本要約中間連結財務諸表の金額に重要な影響を与える見積り及び判断は、前連結会計年度に係る連結財務諸表と同様です。

5. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。
当社グループは、ロボット関連事業による単一セグメントであるため、記載を省略しています。

(2) セグメント収益及び業績

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しています。

(3) 製品及びサービスに関する情報

製品及びサービスに関する情報は、注記「売上収益」を参照ください。

6. 配当金

配当金の支払額は以下のとおりです。

前中間連結会計期間（自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日）

該当事項はありません。

7. 売上収益

分解した収益の内訳は以下のとおりです。

収益認識の時期	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
	百万円	百万円
一定の期間にわたり移転されるサービス	1,086	939
一時点で移転される財	54	168
一時点で移転されるサービス	1,002	856
合計	2,143	1,963

(注) 単一セグメントであるため、セグメント別の収益の内訳は記載していません。

一定の期間にわたり移転されるサービス

一定の期間にわたり移転されるサービスには、個別レンタル契約に基づくレンタル料収入、財の利用権の貸手となる場合のファイナンス・リースに係る収益に関連する保守契約に基づく保守売上、スマートフォン向けアプリの提供・運営による利用料売上、及びスポンサー収入が含まれております。

レンタル料収入は、顧客が対象製品を検収後、レンタル期間にわたり、使用量に応じた従量料金を各月の収益として認識する、又は、リース期間にわたりて定額法により各月の収益として認識しております。

保守売上については、履行義務が契約期間にわたり時の経過につれて充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される契約期間において、期間均等額で収益を計上しております。

スマートフォン向けアプリの提供・運営による利用料売上は、アプリケーションを通じてサービスを一定期間にわたり提供しており、時の経過に応じて収益を計上しています。

スポンサー収入は、タイトルスポンサー契約を締結し、スポンサーであることを表記することができる権利等を契約期間にわたり提供しており、時の経過に応じて収益を計上しております。

一時点で移転される財

一時点で移転される財には、売買契約に基づく商品及び製品の販売による収益、及びファイナンス・リースに係る収益が含まれております。

商品及び製品の販売については、主として顧客が検収した時点で履行義務を充足したと判断しております。対価については、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内に支払を受けております。取引価格について、変動対価等を含む売上収益の額に重要性はありません。また、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれおりません。

また、当社製品（HAL®等）に関する利用権の貸手となる場合、当該取引はファイナンス・リースに分類されております。ファイナンス・リースに係る収益は、製造業者又は販売業者の貸手として物品販売と同様に会計処理しており、顧客が検収した時点で履行義務が充足したと判断し、その収益は一時点で認識しております。

一時点で移転されるサービス

一時点で移転されるサービスには、主として当社グループが運営する治療センター及びロボケアセンターでのエンドユーザー（患者等）向けのサイバニクス治療及びトレーニングサービスの提供による収益が含まれております。その他に、受託開発業務の提供による収益も含まれております。

サイバニクス治療及びトレーニングサービスの提供による履行義務は、トレーニングサービス等の提供が完了した時点で充足したと判断しております。

受託開発業務の提供による履行義務は、顧客が検収した時点で充足したと判断しております。

8. 1株当たり利益

(1) 基本的1株当たり中間利益の算定上の基礎

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
親会社の所有者に帰属する中間利益(は損失)(百万円)	305	70
親会社の普通株主に帰属しない中間利益(百万円)	-	-
基本的1株当たり中間利益の計算に使用する 中間利益(は損失)(百万円)	305	70
普通株式及び普通株式と同等の株式の 加重平均株式数(株)	211,131,168	211,131,056
基本的1株当たり中間利益(は損失)(円)	1.45	0.33
(2) 希薄化後1株当たり中間利益の算定上の基礎		
	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
基本的1株当たり中間利益の計算に使用する 中間利益(は損失)(百万円)	305	70
中間利益調整額(百万円)	-	-
希薄化後1株当たり中間利益の計算に使用する 中間利益(は損失)(百万円)	305	70
普通株式及び普通株式と同等の株式の 加重平均株式数(株)	211,131,168	211,131,056
調整(注)	-	-
希薄化後の普通株式及び普通株式と同等の株式の 加重平均株式数(株)	211,131,168	211,131,056
希薄化後1株当たり中間利益(は損失)(円)	1.45	0.33

(注) 希薄化効果を有しないため、希薄化後1株当たり中間利益の算定に含めなかった潜在株式の概要

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
	株	株
C Y B E R D Y N E 株式会社 2015年第1回ストックオプション	(普通株式)	7,800 (普通株式)
C Y B E R D Y N E 株式会社 2016年第1回無償ストックオプション	(普通株式)	4,600 (普通株式) 4,600
C Y B E R D Y N E 株式会社 2017年第1回無償ストックオプション	(普通株式)	10,500 (普通株式) 10,500

9. 金融商品の公正価値

公正価値で測定する金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しています。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格（無調整）

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

(1) 公正価値の算定方法

当社グループの主な金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりです。

（現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、その他の金融資産（流動）、営業債務及びその他の債務）

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（その他の金融資産（非流動））

上場株式の公正価値については、公表市場価格で測定しています。

非上場株式の公正価値については、直近の取引価格を用いる方法、類似企業比較法、直近の入手可能な情報に基づく純資産に対する持分に基づく方法、将来キャッシュ・フローの割引現在価値に基づく方法等のうち、最適な評価技法を用いて算定しています。

敷金・保証金については、償還予定期間を見積り、安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により算定しています。

（CEJファンドにおける外部投資家持分）

CEJファンドにおける外部投資家持分については、当該帳簿価額を各決算期末で同ファンドを清算したと仮定した場合の外部投資家に帰属する持分の金額としており、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(2) 償却原価で測定する金融商品

償却原価で測定する金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりです。なお、当該金融商品の帳簿価額が公正価値の合理的な近似値である場合、それらの項に関する情報は下記の表には含めていません。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)		当中間連結会計期間 (2025年9月30日)	
	帳簿価額 百万円	公正価値 百万円	帳簿価額 百万円	公正価値 百万円
資産：				
償却原価で測定する金融資産				
敷金・保証金	89	90	89	90
合計	89	90	89	90

（注）1 敷金・保証金の公正価値はレベル2に分類しています。

2 前連結会計年度及び当中間連結会計期間において、レベル1、レベル2及びレベル3の間ににおける振替は行われていません。

(3) 公正価値で測定する金融商品

公正価値で測定する金融商品の帳簿価額及び公正価値は以下のとおりです。

前連結会計年度（2025年3月31日）

帳簿価額	公正価値				合計	
	レベル1	レベル2	レベル3			
	百万円	百万円	百万円	百万円		
資産：						
純損益を通じて公正価値で測定する						
金融資産						
その他の金融資産	13,863	29	-	13,834	13,863	
その他の包括利益を通じて公正価値						
で測定する金融資産						
その他の金融資産	1,164	175	-	990	1,164	
合計	15,027	204	-	14,823	15,027	

当中間連結会計期間（2025年9月30日）

帳簿価額	公正価値				合計	
	レベル1	レベル2	レベル3			
	百万円	百万円	百万円	百万円		
資産：						
純損益を通じて公正価値で測定する						
金融資産						
その他の金融資産	14,499	15	-	14,484	14,499	
その他の包括利益を通じて公正価値						
で測定する金融資産						
その他の金融資産	1,169	92	-	1,077	1,169	
合計	15,669	107	-	15,561	15,669	

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化が生じた日に認識しています。前連結会計年度及び当中間連結会計期間において、公正価値レベル1、レベル2及びレベル3の間の重要な振替は行われていません。

(4) 評価プロセス

レベル3に分類された金融商品については、コーポレート部門責任者により承認された評価方針及び手続きに従い、適切な評価担当者が評価及び評価結果の分析を実施しています。評価結果はコーポレート部門責任者によりレビューされ、承認されています。

(5) レベル3に分類された金融商品に関する定量的情報

レベル3に分類される金融商品に係る公正価値の測定は、関連するグループ会計方針に基づいた評価方針及び手続に従って、報告末ごとに入手可能な直前の数値を用いて測定し、公正価値の変動の根拠と併せて上位者に報告がなされ、必要に応じて経営者にも報告がなされています。公正価値を測定するに際しては、インプットを合理的に見積り、資産の性質等から判断して最も適切な評価モデルを決定しており、その決定にあたり適切な社内承認プロセスを踏むことで公正価値評価の妥当性を確保しています。

レベル3に分類される金融資産についてのレベル間の振替はありません。

(6) レベル3に分類された金融商品の期首残高から期末残高への調整表

レベル3に分類された金融商品の期首残高から期末残高までの変動は以下のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
	百万円	百万円
期首残高	14,400	14,823
利得及び損失合計		
純損益(注)1	507	650
その他の包括利益(注)2	3	57
購入	615	30
売却	-	-
その他	0	-
期末残高	15,519	15,561

報告期間末に保有している資産について

純損益に計上された当期の未実現損益の変動(注)1

(注)1 要約中間連結損益計算書の「金融収益」及び「CEJファンドに係る損益」に含まれています。

2 要約中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」に含まれています。

10. CEJファンド関連

CEJファンドに係る損益の内訳は以下のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
	百万円	百万円
CEJファンドに係る損益		
CEJファンド損益		
投資による未実現評価損益	205	153
管理費用等	30	32
CEJファンド損益	175	121
外部投資家持分への振替額	48	12
合計	127	109

CEJファンドにおける外部投資家持分の増減は以下のとおりです。

	外部投資家持分
	百万円
2025年4月1日時点の残高	5,165
外部投資家からの払込による収入	-
外部投資家持分の増減額	12
外部投資家持分に対する分配額・返還額	-
2025年9月30日時点の残高	5,176

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月13日

C Y B E R D Y N E 株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 古 谷 大二郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 寺 田 大 輝
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているC Y B E R D Y N E 株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る要約中間連結財務諸表、すなわち、要約中間連結財政状態計算書、要約中間連結損益計算書、要約中間連結包括利益計算書、要約中間連結持分変動計算書、要約中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の要約中間連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第312条により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、C Y B E R D Y N E 株式会社及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

要約中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき要約中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から要約中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約中間連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において要約中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 要約中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・ 要約中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、要約中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは期中レビューの対象には含まれていません。